

## 平成28年度監事監査計画

## 1 監査の基本方針

監査は、法令等に従い、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図るとともに会計経理の適正を確保することを目的とし、独立行政法人日本スポーツ振興センター監事監査規則（以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、定期監査及び臨時監査を実施する。

なお、監査計画を実施する期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとし、監査の実施に当たっては、規則及び独立行政法人日本スポーツ振興センター監事監査実施基準を定める規程（以下「規程」という。）に基づき実施する。

## 2 監査項目

定期監査として、次のとおり、規則第9条に定める業務監査及び規則第9条の2に定める会計監査を実施する。また、監事が必要と認めた場合に臨時監査を実施する。

## (1) 業務監査

業務監査として、規程第7条から第9条までに定める観点に留意し、次のアからウの手続を実施するほか、文部科学大臣による「業務の実績に関する評価」の項目別評定で指摘された課題及び改善事項並びに会計検査院による実地検査の結果における指摘事項への取組状況について、確認する。

## ア 中期目標、中期計画等に基づき実施される業務に関する監査

## (ア) 本部監査

本部における個々の業務が、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについて行う。

## (イ) 支所監査

支所における業務が、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについて行う。

## (ウ) 給与監査

独立行政法人に関する既往の閣議決定に基づき、平成27年度における役員の報酬水準、職員の給与水準等の状況について検証する。

## イ 理事長による意思決定の状況に関する監査

役員会その他重要な会議に出席することや、関係書類を調査することなどにより、理事長による意思決定の過程を監視し検証する。

## ウ 内部統制システムの整備及び運用の状況に関する監査

独立行政法人通則法第28条第2項の規定によりセンターが業務方法書に記載した内部統制システムが、適切に整備され、有効に機能しているかについて行う。

(2) 会計監査

ア 本部監査

各勘定の会計処理等が法令等に基づき、適正に処理されているかについて行う。

イ 支所監査

支所における収入支出の状況等について適正に処理されているかについて行う。

ウ 月例監査

毎月の月締め決算資料等が適正な表示及び処理がされているかについて行う。また、収入支出の状況等が適正に把握されているかについて財務部作成の会計処理資料に基づき行う。

エ 決算監査

平成27事業年度（平成27年4月～平成28年3月）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び利益処分又は損失の処理に関する書類（案）並びにこれらの附属明細書）、事業報告書及び決算報告書が法令等の規定に適合し、適正な表示及び処理がされているかについて行う。

オ 契約監査

平成27年度及び平成28年度の契約に関する諸手続が適正に処理されているかについて行う。

3 監査の対象部門

(1) 業務監査

ア 本部監査

経営戦略室、総務部、財務部、広報室、新国立競技場設置本部、情報・国際部、国立競技場、スポーツ博物館、ハイパフォーンスセンター、国立登山研修所、スポーツ振興事業部、学校安全部及びスポーツ・インテグリティ・ユニット（以下「各部等」という。）

イ 支所監査

学校安全部運営調整課、学校安全部給付第二課及び仙台、名古屋、大阪、広島、福岡各支所（以下「各支所等」という。）

ウ 給与監査

総務部

(2) 会計監査

ア 本部監査

各部等

- イ 支所監査  
各支所等
- ウ 月例監査  
財務部
- エ 決算監査  
財務部
- オ 契約監査  
各契約部門

#### 4 監査の実施時期

##### (1) 業務監査

###### ア 中期目標、中期計画等に基づき実施される業務に関する監査

###### (ア) 本部監査

平成28年4月1日から平成28年6月30日までとする。また、平成28年10月1日から平成29年3月31日までに、必要に応じて一部の部署について実施する。なお、部署別の日程は、各部等と調整の上通知する。

###### (イ) 支所監査

平成28年7月1日から平成28年12月22日までとする。また、平成29年1月1日から平成29年3月31日までに、必要に応じて一部の部署について実施する。なお、日程は、各支所等と調整の上通知する。

###### (ウ) 給与監査

平成28年9月30日までに実施するものとする。

###### イ 理事長による意思決定の状況に関する監査

平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

###### ウ 内部統制システムの整備及び運用の状況に関する監査

平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

##### (2) 会計監査

###### ア 本部監査

平成28年4月1日から平成28年6月30日までとする。また、平成29年1月1日から平成29年3月31日までに、必要に応じて一部の部署について実施する。なお、部署別の日程は、各部等と調整の上通知する。

###### イ 支所監査

平成28年7月1日から平成28年12月22日までとする。また、平成29年1月1日から平成29年3月31日までに、必要に応じて一部の部署について実施する。なお、日程は、各支所等と調整の上通知する。

###### ウ 月例監査

原則として毎月実施する。

エ 決算監査

平成28年4月1日から平成28年6月30日までとする。

オ 契約監査

平成29年3月31日までに実施するものとする。

5 監査の方法

監査対象部門への実地監査、書面監査、ヒアリング等その他適当と認める方法とする。

6 監査の補助職員

規則第7条第1項の規定に基づき、理事長の承認を得た上で、監査室職員及び他のセンター職員を監査の補助に当たらせる。

また、会計監査人、内部監査部門及び業績評価部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。